

第52号議案

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者第10条第3項に次の1号を加える。
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第52号議案 要旨

加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

放課後児童支援員となる資格について、教諭となる資格を有する者を教員免許を有する者とする事及び一定の実務経験があり、かつ、市長が適当と認めた者を対象とすること。（第10条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>—</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>